



平成 31 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 クロスプラス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山本 大寛
(コード番号 3320 東証・名証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 西垣 正孝
(T E L 052-532-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 31 年 4 月 25 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加及び変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。また、その他表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略) (目的)	第 1 条 (現行どおり) (目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) 衣料品並びに布地の販売	(2) 衣料品及び布地の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、及び服飾品の販売	(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、及び服飾品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(4) 化粧品、医薬部外品の販売及び輸出入	(4) 化粧品、医薬部外品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の販売及び輸出入	(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(6) インテリア製品の販売及び輸出入	(6) インテリア製品の <u>企画、製造、販売並びに輸出入</u>
(7) ~ (10) (条文省略)	(7) ~ (10) (現行どおり)
<新 設>	<u>(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(11) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(12) ~ (14) (条文省略)</p> <p>第3条~第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条~第38条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人との責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条~第43条 (条文省略)</p>	<p>(12) <u>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p>(13) <u>幼児教室及び学習塾の経営</u></p> <p>(14) <u>通信教育事業及びその他の教育・学習支援事業</u></p> <p>(15) <u>有料老人ホームの経営及び老人介護サービス</u></p> <p>(16) <u>食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</u></p> <p>(17) (現行どおり)</p> <p>(18) <u>不動産の所有、売買、賃貸借並びに管理</u></p> <p>(19) ~ (21) (現行どおり)</p> <p>第3条~第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条~第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人との責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2 当社は、<u>会計監査人との間で</u>、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条~第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催日：平成31年4月25日

定款変更の効力発生日：平成31年4月25日

以 上